

石油コンビナート等防災体制検討会開催要綱（案）

（目的）

第1条 石油コンビナートの総合的な防災体制に関する検討を行うため、「石油コンビナート等防災体制検討会」（以下「検討会」という。）を開催する。

（検討事項）

第2条 検討会は、石油コンビナート等防災体制の充実強化について、概ね次の事項について検討を行う。

- （1） 石油コンビナート等防災本部のあり方
- （2） 自衛防災組織等の防災活動の手引き等の見直し
- （3） その他

（検討会）

第3条 検討会の委員は、学識経験者、消防機関の職員、関係団体を代表する者等のうちから、前条各号に掲げる検討事項の内容に応じて、消防庁特殊災害室長が委嘱する。

- 2 検討会に座長を置く。座長は検討会の委員の互選によってこれを選出する。
- 3 座長は、検討会を主宰する。また、座長に事故がある時は、座長の指名する者がその職務を代理する。
- 4 座長及び委員は、必要に応じ、検討会に「オブザーバー」として関係者の出席を依頼し、意見等を求めることができる。
- 5 検討会は原則公開・公表とする。なお、特段の理由がある場合には、委員の過半数の賛成で非公開とすることができる。
- 6 検討会には、必要に応じ分科会等を置くことができる。分科会等の委員は検討会の委員の中から座長が指名する。
- 7 分科会等に分科会長を置き、座長の指名する委員をもって充てる。
- 8 分科会等の運営に際しては第4項、第5項の規定を準用する。
- 9 検討会及び分科会等は、審議の必要に応じて外部の有識者等に意見を求めることができる。

（任期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成26年3月31日までとする。

（庶務）

第5条 検討会の庶務は、消防庁特殊災害室が処理する。

- 2 第3条第6号に掲げる分科会等の庶務は、消防庁特殊災害室が処理する。

（補則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は座長が、分科会等の運営に関し必要な事項は当該分科会等の分科会長が、これを定める。

- 2 検討会、分科会等には、その委員の代理者の出席を認める。

附則 この要綱は、平成25年7月30日から実施する。